

第4期 狭山市地域福祉計画

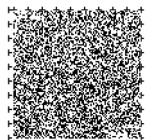
人が人をささえ、みんなにやさしい、元気なまち
【令和3年度～令和7年度】



令和3年3月
狭山市

音声コードを印刷しています

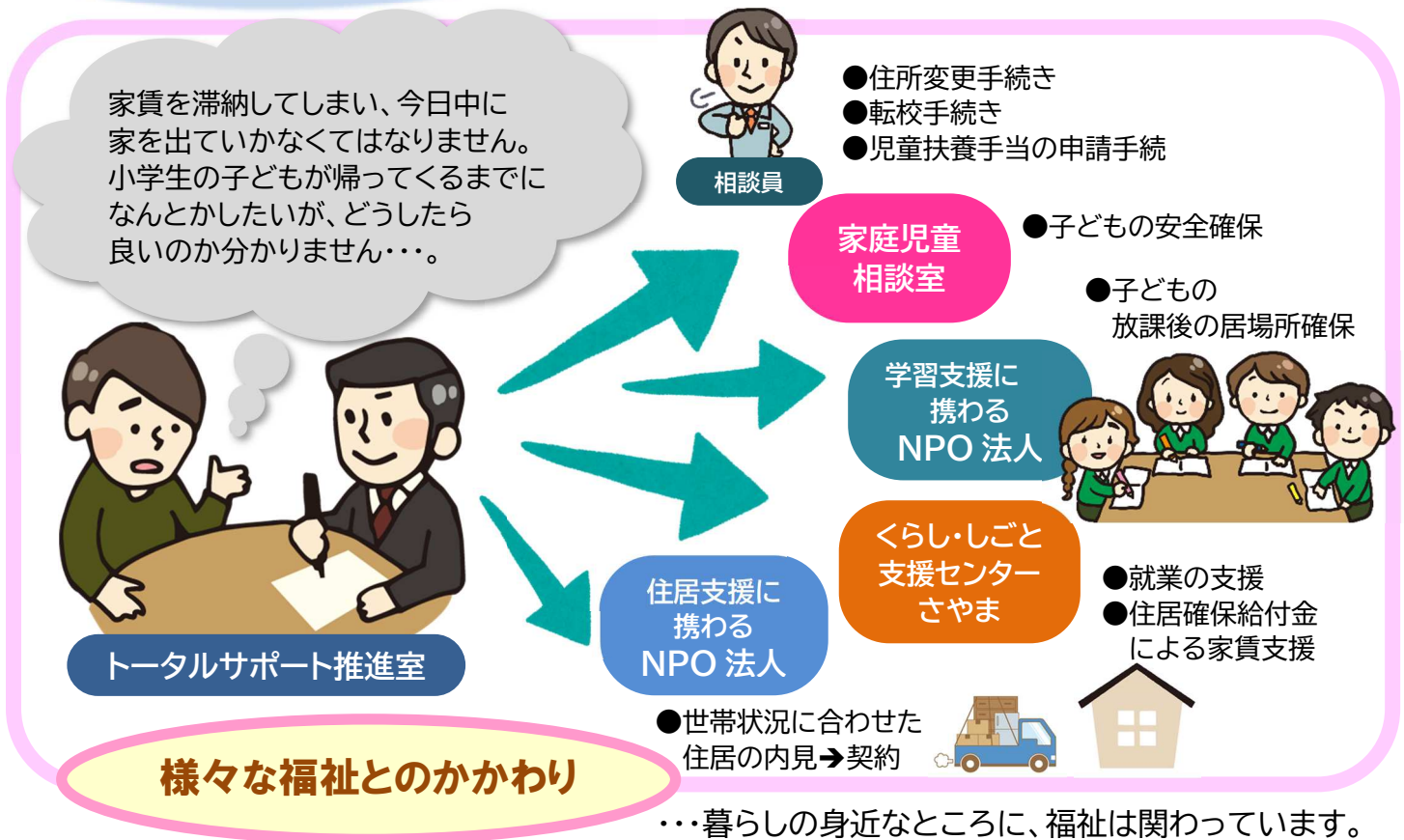
本計画書および当概要版は、視覚障害のある人のため、各ページの下部に音声コード（Uni-Voice）を印刷しています。このコードには文字情報が組み込まれており、専用の読取機やスマートフォン用アプリを使用することで音声に変換し、文書内容を読み上げるものです。丸い切込みは、このコードが印刷されている場所を示しています。



はじめに

暮らしのなかの福祉

狭山市内で実際にあった福祉のワンシーンです



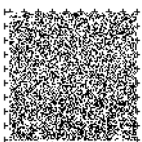
第4期狭山市地域福祉計画について

計画策定の背景

少子高齢化や人口減少が進むなか、核家族や単身世帯の増加、非正規雇用の拡大など、社会の様相や価値観が変わるのに伴い、人々が暮らしていくうえでの問題は、高齢者、障害者、児童、生活困窮者などの福祉分野から、労働、教育、住まいの問題など複数の分野にまたがって絡み合い、複合化・複雑化してきています。

こうした社会情勢の変化に対応するため、国は社会福祉法を改正し、各市町村の「地域福祉計画」の策定や、『地域共生社会』の実現に向けた包括的な支援体制の整備が努力義務化されました。

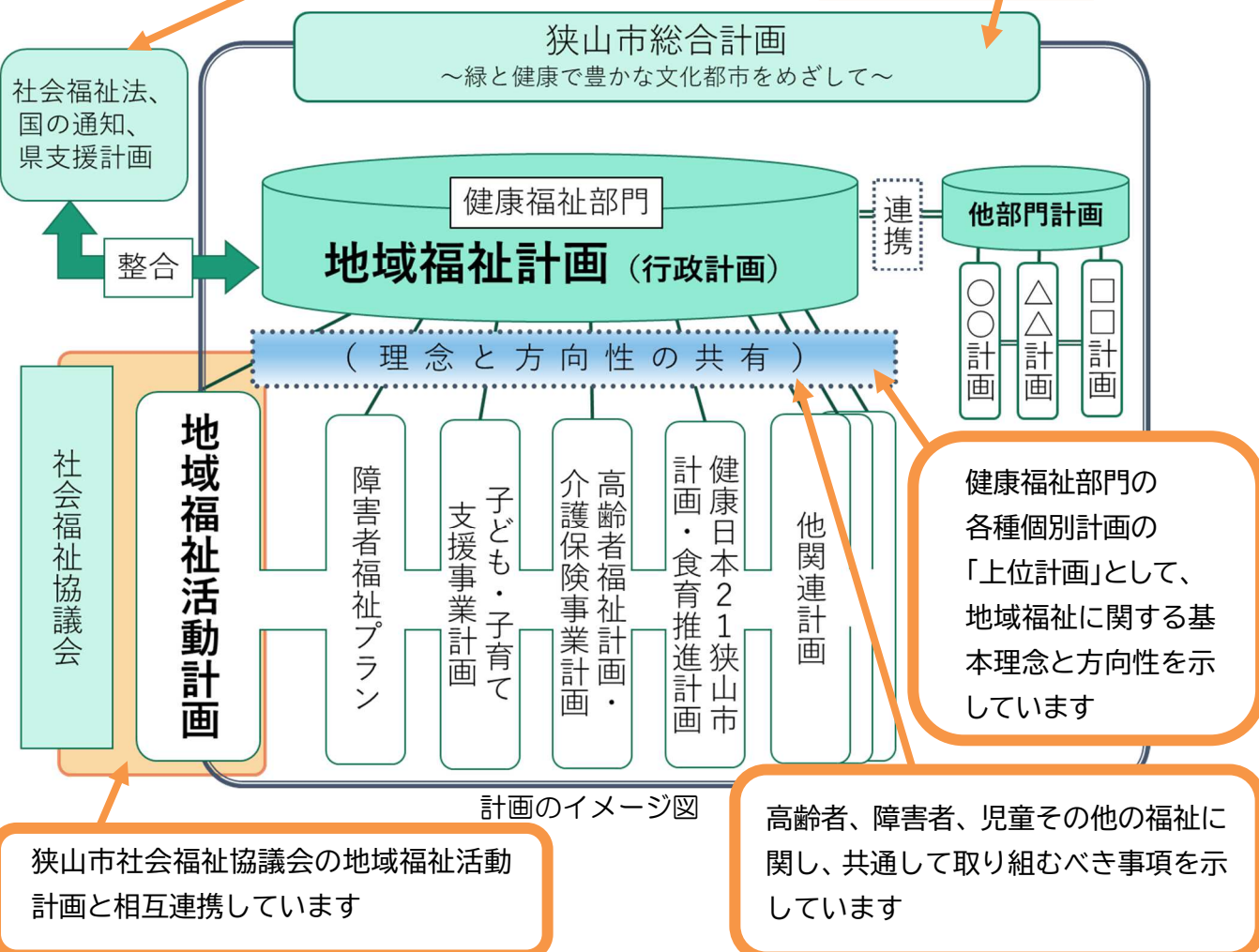
本市では、以前から地域生活課題の解決に向けた支援を包括的に提供するトータルサポート推進体制の整備や地域福祉に関する取り組みを進めてきましたが、第3期計画（「狭山市地域福祉推進計画」）が期間満了を迎えるにあたり、改正された社会福祉法の趣旨や新たな課題への対応や『地域共生社会』の実現に向けた地域づくりと包括的な支援体制の整備をさらに進めるため、「第4期狭山市地域福祉計画」を策定しました。



計画の位置づけ

社会福祉法第 107 条に
規定された行政計画です

狹山市総合計画に
基づく計画です



計画のイメージ図

狹山市社会福祉協議会の地域福祉活動
計画と相互連携しています

高齢者、障害者、児童その他の福祉に
関し、共通して取り組むべき事項を示
しています

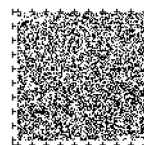
市と地域の多様な主体の役割・責務を明確にし、『地域共生社会』の実現を目指
す計画です。「地域福祉」「地域共生社会」について次ページで紹介します。



計画の推進をととして
SDGs(持続可能でよりよい
世界を目指すための国際目
標)の達成に貢献します。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

本計画に関連する
主なSDGsゴール



「地域福祉」とは？

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしくいきいきと暮らせるように、地域住民、団体、事業者、行政など、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得るさまざまな問題について、お互いを尊重し、協力し合いながら、解決に取り組み、地域をより良いものにしていくという考え方です。

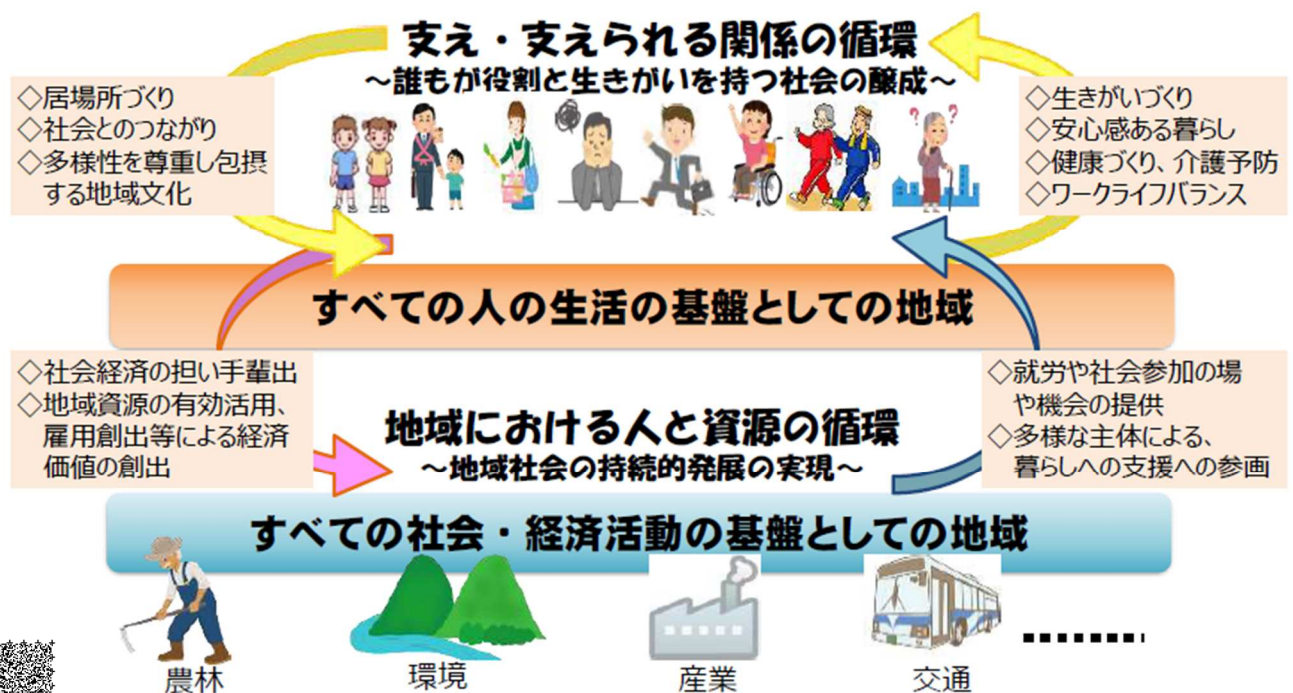
地域福祉の問題の解決のためには、一人ひとりの努力（自助）、地域住民同士の支え合い（共助）、公的な福祉サービスや支援（公助）のそれぞれの強みを生かしながら、互いに協力・連携して取り組んでいくことが必要です。



『地域共生社会』の実現に向けて

地域住民や地域が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりが生きがいや役割を持って、地域をともに創っていくことのできる社会を『地域共生社会』といいます。

『地域共生社会』は、ある時期に支えてもらった人が、別の時期や別の場面で支える側にもなれる社会であり、行政や相談機関が受け止めた市民の困りごとを、地域住民や団体、企業などと一緒に解決を図れる社会です。本市ではこうした『地域共生社会』の実現を目指し、地域福祉の推進を図っていきます。



『地域共生社会』のイメージ図（厚生労働省作成資料）

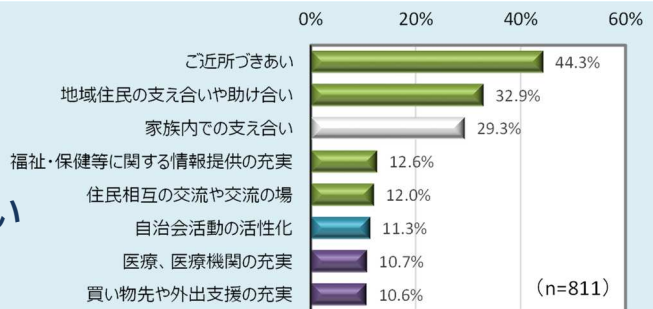
地域福祉に関する市民意識 「地域福祉に関する市民アンケート」(令和元年度) から

●暮らしやすい地域にするために必要と思うこと

1位は「ご近所づきあい」(44.3%)

2位は「地域住民の支え合いや助け合い」(32.9%)

暮らしやすい地域づくりに必要としているのは「交流」と「助け合い」

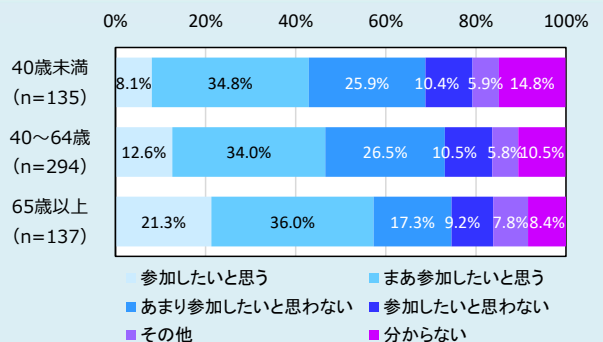


●地域活動への参加意欲

「参加したいと思う」「まあ参加したいと思う」を合わせた数値

40歳未満	42.9%
40～64歳	46.6%
65歳以上	57.3%

地域活動への参加意欲は、40歳未満でも4割を超え、年代とともに高くなっている



計画の基本理念と基本目標

計画の基本理念は「人が人をささえ、みんなにやさしい、元気なまち」とし、『地域共生社会』が実現されたまちを目指して、基本となる目標を立てます。基本目標を基にした施策をそれぞれ展開することで、計画の推進をより実行力のあるものにします。

基本理念

人が人をささえ、
みんなにやさしい、
元気なまち

基本目標1

人と人のつながり
づくりを進めます

施策1

施策2

施策3

基本目標2

健康で安心して暮らせる
地域づくりを進めます

施策1

施策2

施策3

施策4

基本目標3

地域福祉を推進する
仕組みづくりを進めます

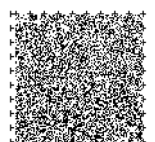
施策1

施策2

施策3



基本目標に込めた思いや、施策の具体的な内容は次のページから紹介します。



基本目標と施策の展開



基本目標1

人と人のつながりづくりを進めます

市民の福祉意識の醸成と、福祉活動への関心を高めることで、市民が身近な圏域において生きがいや居場所を見出し、主体的に地域の生活課題を把握し、その解決に取り組むことができるよう人と人がつながる地域づくりを進めます。

また、市民・団体・事業者と行政との協働により、市民や地域の困りごとを取りこぼさないよう、福祉分野にとどまらない多機関との連携を強め、人と人のつながりをベースに包括的な支援体制の整備を進めます。

施策1 地域福祉に関わる人を増やし、育てます

主なとりくみ

- (1) 地域福祉に関する理解の機会を増やします
- (2) 福祉に関する講座を開催し、福祉人材を増やします

目指す姿

多様な市民が自分らしいスタイルで活躍する場や機会が身近にあり、生きがいを持って暮らしています。

施策2 地域住民同士や地域のつながりを深めます

主なとりくみ

- (1) 地域での交流をとoshした、生きがいづくりの機会や場を設けます
- (2) 地域住民同士のつながりを深めます
- (3) ICT等を活用し、地域の拠点に行けない人や様々な文化を持つ人とも仲間づくりができ、つながることができる環境を整えます

目指す姿

専門的な知識を有する人だけでなく、誰もが地域福祉に関心と理解を持ち、困りごとの解決をみんなで取り組み、助け合う社会となっています。

施策3 相談ごとなどをまるごと受け止める、包括的な支援体制の整備※を進めます

主なとりくみ

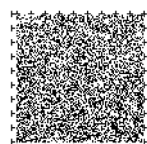
- (1) 健康福祉部門における包括的な支援体制を整えます
- (2) 地域での困りごとや相談を受け止める体制整備を進めます

目指す姿

福祉の包括的な支援体制が整い、問題を抱える世帯などへの対応が迅速で適切に行われています。

※包括的支援体制の整備 ▶▶▶ 狹山市トータルサポート体制

本市では、縦割りの相談体制では対応が困難な、世帯の中で問題が複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、地域の中で孤立しているケースなどを確実に支援につなげていくための、地域の様々な団体や機関を含めた包括的な仕組みとして、「狹山市トータルサポート体制」の整備を進めています。



【市役所】
トータルサポート推進室
各課相談窓口 など
【社会福祉協議会】
ボランティアセンター
など
【相談支援機関】
地域包括支援センター
など

包括的な支援
横断的な支援



困りごとを
抱える方

地域の問題の
早期発見や
受け止め

ご近所 自治会
コミュニティカフェ
交流サロン 民生委員
学校 地域福祉活動団体
ボランティア 病院
商店 地元企業 など

基本目標2

健康で安心して暮らせる地域づくりを進めます

高齢者、障害者、子どもや子育て世帯、生活に困難を抱えた人などをはじめとする、全ての人が、いつまでも健康で、安心して暮らすことができるよう、心身の健康づくりとともに、多様性への理解や人権擁護の意識を高め、お互いを尊重し合える地域づくりを進めます。

施策1 全ての人が安心して暮らせるまちづくりを進めます

主なとりくみ	目指す姿
(1) 生活に困難を抱える人や世帯への支援を行います (2) 利用者にわかりやすい情報発信を行います (3) 各分野の福祉サービスの質の向上と適正化を図ります (4) 再犯防止や社会復帰に向けた取り組みを推進します	福祉サービスが行き届き、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりがされています。

施策2 心身ともに健康でいつまでも住み続けられるまちを目指します

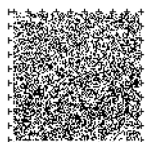
主なとりくみ	目指す姿
(1) 健康づくりの意識啓発を行い、住み慣れた家と地域で長く過ごせるようにします (2) こころの健康づくりを推進し、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指します (3) 孤立や、悩みを抱え込む人のいない地域づくりを目指します	市民一人ひとりがこころと体の健康づくりを意識し、住み慣れた地域でいつまでも過ごしたいと思われるまちづくりができています。

施策3 防災・防犯の意識を高め、安全・安心な地域づくりを進めます

主なとりくみ	目指す姿
(1) 地域の防災力の向上を図り、いざという時の備えをします (2) 地域の防犯体制の強化を図ります	市民が日頃から防災意識・防犯意識を持ち、いざという時も助け合って、被害や不安を最小限にとどめることができます。

施策4 権利が守られ、お互いを尊重し合える地域を育みます

主なとりくみ	目指す姿
(1) 多様性への理解や人権擁護など、福祉に関する意識啓発を図ります (2) 虐待の早期発見・早期対応のための体制整備を進めます (3) 成年後見制度の充実を図ります	市民の人権擁護の意識が高まり、誰もが自分らしく生活できるようお互いを尊重し合える地域ができています。



基本目標3

地域福祉を推進する仕組みづくりを進めます

地域の福祉活動を行う団体や社会福祉法人などの事業者がそれぞれの長所を生かして連携し、協力し合える体制づくりを進めることで、地域の活性化を図ります。また、市民の地域福祉活動への関心を高め、参加を促すことで、地域に根差した持続可能な地域福祉活動を推進する仕組みづくりを進めます。

施策1 団体や事業者の地域福祉活動を支援します

主なとりくみ

- (1) 地域福祉活動団体の設立や活動を支援します
- (2) 企業や大学、社会福祉法人など事業者の地域福祉活動を支援します
- (3) 地域福祉活動団体の拠点の確保と運営を支援します

目指す姿

地域福祉活動団体や事業者が結び付き、得意分野や専門性を生かした地域課題の解決に取り組むなど、活発に活動をしています。

施策2 団体や事業者同士が互いに協力し合える体制づくりを進めます

主なとりくみ

- (1) 地域福祉活動団体等のネットワークを構築し、相互に協力できる体制づくりを進めます

目指す姿

団体や事業者がお互いの長所を生かし協力し合うことで、地域資源活用の特乗効果が生まれています。

施策3 地域福祉活動への地域住民の参加を促進します

主なとりくみ

- (1) 地域福祉事業での事例紹介やチラシの配布等により、地域福祉活動団体等への加入を促進します
- (2) 民生委員・児童委員の認知を高め、活動を支援します
- (3) 地域の最小単位であり、最も身近な地域コミュニティのひとつである自治会を支援し、住民自治の意識を高めます
- (4) 福祉人材が地域や地域福祉活動団体等へつながる流れをつくりま

目指す姿

市民が積極的に地域福祉活動へ参加し、地域に根差した持続可能な活動となるとともに、参加する市民それぞれの生きがいや居場所となっています。



計画の詳しい内容についてはこちら

市公式ホームページで本計画について紹介しています。

スマートフォンのアプリ等で右のQRコードを読み取ってください。



【QRコード】

発行日：令和3年(2021年)3月

発行者：狭山市

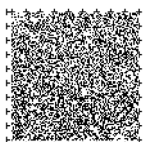
〒350-1380

埼玉県狭山市入間川1-23-5

電話 04-2953-1111(代表)

FAX 04-2954-6262(代表)

担当：福祉こども部福祉政策課



狭山市公式
イメージ
キャラクター
七夕の妖精

おりひい